



各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL : <https://www.beatholdings.com/>)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
松田 元
(東証第二部 コード番号 : 9399)
連絡先 経営企画室マネージャー
高山 雄太
(電話 : 03-4570-0741)

当社子会社及び Hongkong Blue Wealth Asset Management Limited による Staking に係るサービス共同展開に関するお知らせ

今般、当社連結子会社である BEATCHAIN SDN. BHD. (以下、「BC マレーシア」といいます。) は、香港でアセットマネジメント事業を展開する Hongkong Blue Wealth Asset Management Limited (営業上のブランド名 : Alison Block Consulting、以下、「ABC 社」といいます。) との間で、暗号資産市場において注目されつつある Staking (ステーキング) (注) パフォーマンスを最適化する情報を共同で配信する (以下、「共同展開」といいます。) ための準備を開始しましたので、以下の通りお知らせいたします。

(注) Staking とは、特定の暗号資産を保有しブロックチェーンネットワークに参加することで、その参加の対価として報酬が貰える仕組みを意味します。

1. 共同展開の背景

現在、当社グループの開発拠点である BC マレーシアでは、当社グループが保有する暗号資産ウォレット付メッセージングアプリ Crypto Messenger Wallet (以下、「CMWT」といいます。) をライセンス先向けにカスタマイズを行っております。2020年8月18日付 PR 情報「新サービス「WallAp」供用開始のお知らせ」にてお知らせした通り、CMWT そのものの機能を拡張することで、サードパーティ等にアプリの開発を活性化させるサービスを既に開始しております。当社グループとしては、CMWT のユーザー数を増やし、ユーザーの便益を最大化させ、満足度を高めることが当社グループの企業価値を高めることになると考えており、かねてから協業の可能性を模索しておりました ABC 社と数ヶ月に渡り協議を行った結果、ABC 社のアセットマネジメントのノウハウを元に、最もパフォーマンス (報酬還元効果) が期待される情報を CMWT 上で配信し、今後 ABC 社が開発を進めるプラットフォームや運営メディア上で CMWT の技術を連携することで、「WallAP」における一つのユースケースとして大きな効果が期待できると考え、ABC 社と上記に向け準備を開始することといたしました。



2. 共同展開の具体的内容

BCマレーシアにおいて、CMWTに実装済みのビットコイン(BTC)、イーサリアム(ETH)及びビットコインキャッシュ(BCH)の暗号資産ごとに対応する Staking アドレスを表記し、ユーザーが簡単に自身のアドレスから当該アドレスに Staking 目的の送金ができるよう機能を拡張します。また、「WallAP」のユースケースとなるべく、CMWTの一部の技術仕様をABC社に共有することで、ABC社の展開するサービス上でもCMWTの当該機能が反映されるよう機能拡張を測ります。

ABC社では、過去のアセットマネジメントのノウハウを元に、Stakingにおける最もパフォーマンスが高いアドレスをBCマレーシアに情報配信し、両社連携の上で、その最新のアドレス情報をCMWTに表示できるよう取り組みを行ってまいります。昨今、暗号資産市場では、暗号資産を第三者に貸し付けて金利分の報酬を得る Lending (レンディング) サービスや、暗号資産を保有し特定アドレスに一定期間保管することで対価として報酬を得ることのできる Staking サービスが活性化しており、その料率は、運営事業者・選定暗号資産・タイミングによって、大きく変動するのが実態です。今後、Staking や Lending といった、暗号通貨を活用した Custody (カストディ、保管) にまつわるサービスが乱立する見込みであることを視野に入れ、市場に存在する様々な Staking サービスを最適化し、タイムリーにCMWT上で配信することにより、BCマレーシアとしてはCMWTユーザーの満足度を最大化させること、また、ABC社としては Staking サービス事業者からのコンサルティングやアレンジメントに係る収入を確保することを目指します。当社グループとしては当該収入をABC社がBCマレーシアとシェアすることにより、当社グループの収益にも繋がることを思慮しております。

今後、BCマレーシア及びABC社は、上記サービスを Staking Coupon Optimization (以下、「SCO」といいます。) サービスと位置づけ、BCマレーシアはSCO実装までの開発業務をABC社から受託すること、また、ABC社はSCOサービスにより得た収入をBCマレーシアにシェアすること等について両社間で合意しております。

3. 今後について

2021年1月21日付ニュースリリース「CoinPartner Wallet のリリースに関するお知らせ」で既報の通り、当社連結子会社である株式会社 CoinOtaku (以下、「CO社」といいます。) においても公式アプリをリリースしております。今後、CMWTの技術実装、ABC社との「WallAP」連携が完成した暁には、CO社のユーザーに対してもSCOサービスを実装してまいります。また、SCOサービスを展開する中で、Staking ニーズの高い暗号資産に関する新たな情報を入手次第、当該暗号資産を優先してCMWTへ実装するなどの取り組みも行なってまいります。

4. BCマレーシア社の概要

(2021年3月1日現在)

(1)	名 称	BEATCHAIN SDN.BHD.
(2)	所 在 地	Unit 02-02, Teega Office Tower, Jalan Laksamana 1, Puteri Harbour, 79000 Iskandar Puteri, Johor, Malaysia.
(3)	代表者の役職・氏名	Director 松田 元



(4)	事業内容	ブロックチェーン技術を利用したソフトウェア開発、システム運用、IT技術コンサルティング等	
(5)	資本金	900,000 リンギット (23,571 千円) (注)	
(6)	設立年月日	2020年7月31日	
(7)	大株主及び持株比率	Beat Chain Pte. Limited 100%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社完全子会社である Beat Chain Pte. Limited の完全子会社。
		人的関係	松田元は、当社の CEO。
		取引関係	当社グループが保有するアプリ・ソフトウェアの開発拠点。

(注) 換算レートについては、1 マレーシア・リンギット=26.19 円 (2021 年 2 月 26 日現在のみずほ銀行の参考相場を使用しております)。

5. SBJ 社の概要

(2021 年 3 月 1 日現在)

(1)	名称	Hongkong Blue Wealth Asset Management Limited	
(2)	所在地	RM12, 20F HO KING COMM CTR 2-16 FA Yuen St Mongkok, Kowloon, Hongkong	
(3)	代表者の役職・氏名	CEO、Dong-kyung Son	
(4)	事業内容	アセットマネジメント事業	
(5)	資本金	10,000 香港ドル (137,000 円) (注)	
(6)	設立年月日	2019年4月17日	
(7)	大株主及び持株比率	Dong-kyung Son、100%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当なし。
		人的関係	該当なし。
		取引関係	本件以外、該当なし。

(注) 2021 年 2 月 26 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値である 1 香港ドル=13.70 円で換算された金額です。

6. 日程

BC マレーシア社における共同展開の開始：2021 年 5 月中旬 (予定)

以上

ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社は、ケイマン諸島に本社を置くグローバルな投資業務を本業として、所有する知的財産権及びブロックチェーン技術に基づいてメディア・ブロックチェーン・エコシステムの構築を含むアプリケーションの開発、及び知的財産権のライセンス事業を行っております。また、子会社の GINSMS Inc. (トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV: GOK) を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービス、及び株式会社 CoinOtaku を通じてメディア事業を提供しています。当社は、東京証券取引所の市場第二部に上場 (証券コード: 9399)、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記された会社であり、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。

詳細は、ウェブサイト: <https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。



本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。